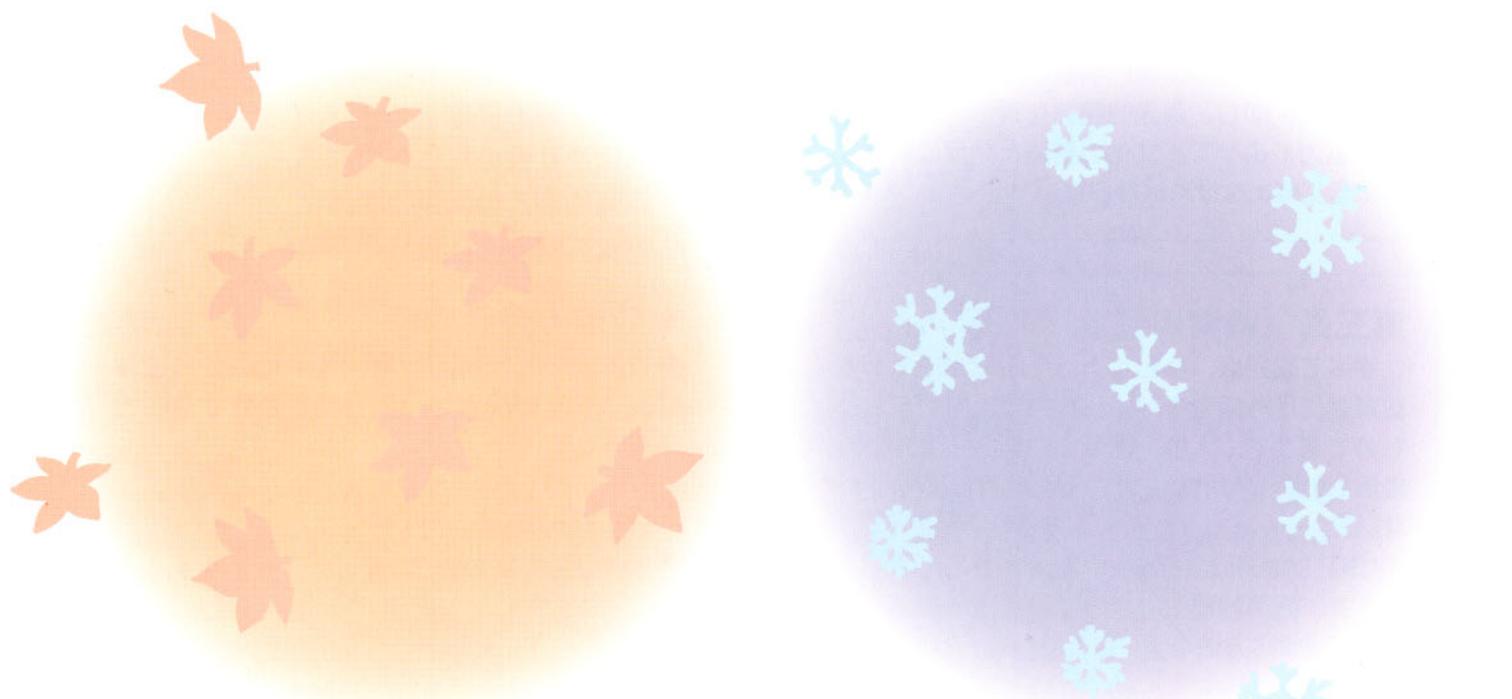


新しい時代にふさわしい

教育基本法と 教育振興基本計画

の在り方について

答申の概要



平成15年3月20日
中央教育審議会

危機に直面する 日本社会

- 自信喪失感や閉塞感の広がり
- 倫理観や社会的使命感の喪失
- 少子高齢化による社会の活力低下
- 経済停滞と就職難

多くの課題を抱える 日本の教育

- 青少年の規範意識や道徳心、自律心の低下
- いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊
- 学ぶ意欲の低下
- 家庭や地域の教育力の低下
- 大学の国際競争力が不十分

今、日本の教育を根本から見直し、
新しい時代にふさわしく再構築することが求められています

これからの教育は、
21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成
を目指し、次の5つの目標の実現に取り組むべきと考えます。

これからの教育の目標

新しい「公共」を
創造し、21世紀の
国家・社会の形成に
主体的に参画する
日本人の育成

日本の伝統・文化を
基盤として国際社会を
生きる教養ある
日本人の育成

自己実現を目指す
自立した
人間の育成

豊かな心と
健やかな体を
備えた人間の育成

「知」の世紀を
リードする
創造性に富んだ
人間の育成

—新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について—

**これからの教育の目標を達成するため、
教育の根本法である教育基本法を改正すべきと考えます。**

教育基本法とは、どういう法律ですか？

教育基本法は、憲法と同じ年（昭和22年）に施行されました。教育の基本理念、義務教育が9年間であることや無償であること、教育の機会均等などについて定めた11条の法律です。学校教育法、社会教育法など、全ての教育法規の根本法となっています。

どのような視点から教育基本法を改正するのですか？

教育基本法は、施行以来一度も改正されないまま半世紀をえています。この間に、社会は大きく変化し、また教育全般に様々な課題が生じました。

このため、中央教育審議会は、

- ①今の教育基本法に謳われている「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法に則った普遍的なものとして今後とも大切にしながら、
 - ②これからの教育の目標を実現するため、今日極めて重要と考えられる次のような重要な理念や原則を明確にする
- という視点に立ち、教育基本法を改正する必要があると考えます。

- ① 信頼される学校教育の確立
- ② 「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ③ 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- ④ 「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
- ⑤ 日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と
国際社会の一員としての意識の涵養
- ⑥ 生涯学習社会の実現
- ⑦ 教育振興基本計画の策定

このような教育基本法の改正は、教育の根本にまでさかのぼって改革を進めるために、欠くことのできない一歩です。教育基本法の改正に引き続き、関係する法律の改正や、教育振興基本計画の策定を行い、教育改革を総合的に進めていく必要があります。

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

▼前文

●教育理念を謳い、教育の基本を確立する教育基本法の重要性をはっきりと示すために、引き続き前文を置くことが適当です。

●基本法を作った目的、基本法全体を貫く教育への考え方など、今の前文に書かれている基本的な考え方については、引き続き規定することが適当です。

▼教育の基本理念

●教育は人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであるという、今の基本法の基本理念は引き続き規定することが適当です。

●新たに規定する理念として、前文や各条文に以下の趣旨を分かりやすく簡潔に規定することが適当です。

（新たに規定する理念）

- ・個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養
- ・感性、自然や環境とのかかわりの重視
- ・社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養
- ・日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- ・生涯学習の理念
- ・時代や社会の変化への対応
- ・職業生活との関連の明確化
- ・男女共同参画社会への寄与

▼教育の機会均等

●教育の機会均等の原則、国や地方公共団体による奨学の規定は、引き続き規定することが適当です。

今の教育基本法

第四条（義務教育）

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育）

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

改正の方向

▼義務教育

●義務教育の期間を9年間とすること、義務教育の授業料無償の規定は、引き続き規定することが適当です。

▼男女共学

●現在は、男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっているため、「男女共学は認められなければならない」という規定は基本的に削除することが適当です。

▼学校、教員

学校

●学校の基本的な役割について、知・徳・体の調和のとれた教育を行うなどといった観点から簡潔に規定することが適当です。そのときには、大学・大学院の役割や、私立学校の役割の重要性を踏まえて規定することが適当です。

●学校の設置者についての規定は、引き続き規定することが適当です。

教員

●教員が研究と修養に励み、資質向上を図ることの必要性について、現行の規定に加えて新たに規定することが適当です。

▼社会教育

●社会教育は、国や地方公共団体によって奨励されるべきであることを、引き続き規定することが適当です。また、学習機会の充実などを図るため、国や地方公共団体による社会教育の振興について規定することが適当です。

第八条（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則）

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

▼家庭教育

●家庭が子どもの教育に対してまず責任を負っていることから、家庭教育の役割について新たに規定することが適当です。

●家庭教育の充実のため、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当です。

▼学校・家庭・地域社会の連携・協力

●教育の目的の実現のためには、学校・家庭・地域社会の連携や協力が重要であることについて規定することが適当です。

▼国家・社会の主体的な形成者としての教養

●自由で公正な社会の形成者として、国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養することが重要であることを、適切に規定することが適当です。

●学校における特定の党派的政治教育などの禁止については、引き続き残すことが適当です。

▼宗教に関する教育

●宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であることを、適切に規定することが適当です。

●国公立学校における特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動の禁止については、引き続き規定することが適当です。

▼国・地方公共団体の責務等

●教育が不当な支配に服してはならないことは、引き続き規定することが適当です。

●国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当です。

●教育振興基本計画（6ページ参照）の策定の根拠を規定することが適当です。

—教育振興基本計画の在り方について—

なぜ教育振興基本計画を策定するのですか？

教育の基本理念、基本原則を定めた教育基本法を改正するだけで、教育の課題が解決するわけではありません。それらの基本理念を実現するための、具体的な制度の改善と施策の充実が必要です。このため、教育基本法に基づいた総合的なプランである「教育振興基本計画」を策定する必要があります。近年制定された各種基本法にも、基本計画の根拠となる条文が置かれ、政府が責任を持って基本計画を策定しています。

(例) 「環境基本法」——「環境基本計画」
「男女共同参画社会基本法」——「男女共同参画基本計画」
「食料・農業・農村基本法」——「食料・農業・農村基本計画」
「科学技術基本法」——「科学技術基本計画」

教育振興基本計画に盛り込むべき内容は、今後、中央教育審議会の関係分科会等で検討を進めます。それを踏まえ、政府が、教育基本法の改正後、速やかに教育振興基本計画を策定することを期待します。

計画の基本的な考え方はどのようなものですか？

1. 計画期間と対象範囲

○計画期間は概ね5年間で、教育に関する事項（学術、スポーツ、文化芸術教育などの推進に必要な事項も含む。）を対象とすることが適当です。

2. 政策目標の設定

- 基本計画では、教育の目標と、その達成に向けた教育改革の基本的方向を明らかにすることが必要です。
- 国民に分かりやすい具体的な政策目標と施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化、重点化に努めることが必要です。

(計画に位置付ける基本的な教育条件整備の例)

- ・「確かな学力」の育成
- ・良好な教育環境の確保
- ・教育の機会均等の確保
- ・私立学校における教育研究の振興
- ・良好な就学前教育環境の整備

(政策目標の例)

- ・いじめ、校内暴力などの「5年間で半減」を目指す
- ・子どもの体力や運動能力を上昇傾向に転じさせることを目標に、体力向上を推進する
- ・TOEFLなどの客観的な指標に基づく世界平均水準の英語力を目指す
- ・安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化する

3. 留意すべき事項

- 教育投資の質の向上を図り、投資効果を高め、その充実を図ることが必要です。
- 国・地方公共団体が責任を負うべき施策を明確にした上で、相互の連携・協力を図ることが必要です。また、行政と民間との適切な役割分担や連携・協力にも配慮することが必要です。
- 政策評価を定期的実施し、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映させるとともに、評価結果を積極的に公開することが必要です。

諮問文・答申・中間報告・教育基本法の条文・中央教育審議会のこれまでの審議の概要については、
文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)を御覧ください。

- ・ 答申 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm
- ・ 諮問文 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102a.htm
- ・ 中間報告 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/021101.htm
- ・ これまでの審議の概要 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/index.htm#gijigaiyou
- ・ 教育基本法の条文 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102c.htm
- ・ 教育基本法の規定の概要 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020701g.htm
- ・ 教育基本法の制定に関する資料 ————— http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020501g.htm

第2期 中央教育審議会 委員名簿

会長	鳥居泰彦※	慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	木村 孟※	大学評価・学位授与機構長
副会長	茂木友三郎※	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	赤田英博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	浅見俊雄	日本体育・学校健康センター国立スポーツ科学センター長
	石倉洋子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役
	江上節子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	奥島孝康	早稲田大学学事顧問
	小栗 洋	東京都立新宿高等学校長
	梶田 勲一※	京都ノートルダム女子大学長
	加藤裕治※	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	岸本忠三	大阪大学長
	黒田玲子※	東京大学大学院総合文化研究科生命環境科学系教授
	國分正明※	日本芸術文化振興会理事長
	佐々木 毅	東京大学長
	佐藤幸治※	近畿大学法学部教授、京都大学名誉教授
	田村哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷幕張中学・高等学校長
	寺島実郎	株式会社三井物産戦略研究所取締役所長、財団法人日本総合研究所理事長
	渡久山 輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中嶋嶺雄※	アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長、北九州市立大学大学院教授
	中村桂子	J T生命誌研究館長
	丹羽雅子	奈良女子大学長
	野中ともよ	ジャーナリスト
	橋本由愛子	東京都北区立王子中学校長
	増田明美	スポーツジャーナリスト、スポーツライター
	松下 俱子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
	山下泰裕	東海大学体育学部教授
	山本恒夫※	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	横山 洋吉	東京都教育委員会教育長
臨時委員	石 弘光※	一橋大学長
	市川昭午※	国立学校財務センター名誉教授、国立教育政策研究所名誉所員
	小野元之※	日本学術振興会理事長
	鶴田卓彦※	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長
	永井多恵子※	世田谷文化生活情報センター館長
	西室泰三※	株式会社東芝取締役会長
	森 隆夫※	お茶の水女子大学名誉教授

※は基本問題部会構成員

(注) 臨時委員は、基本問題部会構成員のみを記載

文部科学省では、答申、教育基本法の改正及び 教育振興基本計画の策定についての御意見をお待ちしています

御意見は、郵送または電子メールにて、下記担当までお送りください。

担 当：文部科学省生涯学習政策局政策課
政策審議第一係

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
E-Mail：chukyo@mext.go.jp